

<発行元>

山梨県県民生活センター

消費生活安全課

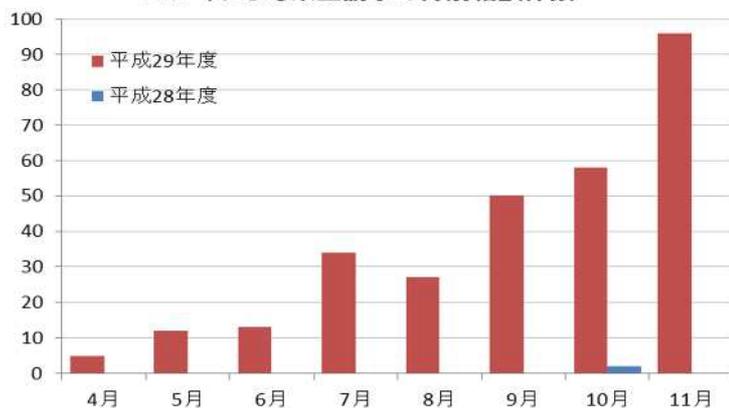


2017年12月

「身に覚えのないハガキが突然届いた・・・」

という相談が増えています!

ハガキによる架空請求の月別相談件数



相談件数の推移

平成29年度に山梨県県民生活センターに寄せられたハガキによる架空請求の相談件数は、11月末現在で295件と、前年同時期の2件に比べて大きく増加しています。また、月別では、11月が96件と最多となりました。(左図参照)

架空請求ハガキの例

消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)309 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での送達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年11月 日

法務省管轄支局 民事訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関2丁目

取り下げ等のお問合せ窓口 03-

受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

相談事例のご紹介

公的機関から訴訟最終告知の
ハガキが届いた!?

公的機関のような名称の差出人から、消費料金に関する訴訟最終告知のハガキが届いた。利用している契約会社等に対する債務不履行のため、民事訴訟として訴状が提出されたという内容で、連絡するようにと電話番号の記載がある。詳しい契約内容の記載はなく、身に覚えがないのだが、どうしたらよいだろうか。

見守り犬「かい」くんからのアドバイス



見守り犬「かい」くん

ハガキの差出人が、法務省管轄をかたった「民事訴訟告知センター」や「国民訴訟通達センター」など、あたかも公的機関のような名称が記載されていますが、実在の公的機関ではありません。

心当たりのない請求は無視! 決して連絡をしないようにしましょう。 連絡することで氏名・住所・電話番号などの個人情報を知られたり、金銭を要求されることもあります。

訴状に関する書類がハガキで送られることはありません。送られたハガキを放置しておいても、そのまま民事訴訟に移行することはありません。

困ったときは、県民生活センターにご相談ください。
(TEL 055-235-8455)

平成29年度 市町村 消費生活相談窓口

H30.2.1 現在

市町村名	消費生活相談窓口		以下の曜日・受付時間は消費生活相談員が相談を受け付けます。	
			相談受付番号	相談受付時間等
甲府市	甲府市消費生活センター		055-237-5309	平日 午前9時～午後4時(水曜は午後6時まで)
富士吉田市	富士吉田市消費生活センター〔富士五湖広域消費生活相談窓口〕		0555-22-1577 広域相談窓口として、 富士吉田市 消費生活センターで 相談を受け付けます。	平日 午前9時～正午、午後1時～4時30分
西桂町	(総務課 総務係)	0555-25-2121		
忍野村	(観光産業課 商工係)	0555-84-7794		
山中湖村	(生活産業課 産業振興係)	0555-62-9978		
鳴沢村	(企画課 商工観光係)	0555-85-2312 (直通)		
富士河口湖町	(政策企画課 広報統計係)	0555-72-1129		
都留市	市民課 消費生活相談窓口 (市民課 市民窓口担当)	0554-43-1111 (内線 119)	0554-46-0170 (ダイヤルイン)	火・木 午前9時～正午、午後1時～4時
山梨市	山梨市・甲州市消費生活相談窓口 (商工労政課 商工労政担当)	0553-22-1111	広域相談窓口として、 火は山梨市で 相談を受け付けます。 0553-22-1111	火・水 午前9時～正午、午後1時～4時
甲州市	山梨市・甲州市消費生活相談窓口 (市民課 市民生活担当)	0553-32-5068	水は甲州市で 相談を受け付けます。 0553-32-2111	
大月市	大月市・上野原市消費生活相談窓口 (市民課 生活環境担当)	0554-23-8023	広域相談窓口として、 火・金は大月市で 相談を受け付けます。 0554-23-8023 月・木は上野原市で 相談を受け付けます。 0554-62-3114	月・火・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
上野原市	大月市・上野原市消費生活相談窓口 (生活環境課 生活環境担当)	0554-62-3114		
小菅村	(総務課 消費者行政担当)	0428-87-0111		
丹波山村	(住民生活課 消費者行政担当)	0428-88-0211		
南アルプス市	南アルプス市消費生活センター		055-282-7323	平日 午前9時～正午、午後1時～4時
韮崎市	韮崎市・北杜市消費生活相談窓口 (商工観光課 商工労政担当)	0551-22-1111 (内線 216)	広域相談窓口として、 火・第1水・第3水は韮崎市で 相談を受け付けます。 0551-22-1111(内線 216) 月・木は北杜市で 相談を受け付けます。 0551-42-1311	月・火・第1水・第3水・木 午前9時～正午、午後1時～4時
北杜市	韮崎市・北杜市消費生活相談窓口 (総務課 総務担当)	0551-42-1311		
甲斐市	甲斐市消費生活センター		055-276-5002	平日 午前9時～午後4時
笛吹市	笛吹市消費生活センター		055-261-0324	平日 午前9時～正午、午後1時～4時 (水曜日は相談の受付のみ)
中央市	(総務課 総務行政担当)	055-274-8511	055-274-8511	月 午前9時～正午、午後1時～5時
昭和町	(企画財政課 企画情報係)	055-275-8154		
富士川町	富士川町・市川三郷町消費生活相談窓口 (産業振興課 商工振興担当)	0556-22-7202	0556-22-8816	平日 午前9時～正午、午後1時～3時30分
市川三郷町	富士川町・市川三郷町消費生活相談窓口 (商工観光課 商工係)	055-240-4157		
早川町	(振興課 振興・観光担当)	0556-45-2516		
身延町	(観光課 消費生活相談窓口)	0556-62-1116	0556-62-1116	月・水・金 午前9時～正午、午後1時～4時
南部町	(総務課 総務係)	0556-66-3401		
道志村	(産業振興課 商工観光担当)	0554-52-2114		
山梨県	県民生活センター	055-235-8455		平日
	県民生活センター 地方相談室	0554-45-5038		午前8時30分～午後5時